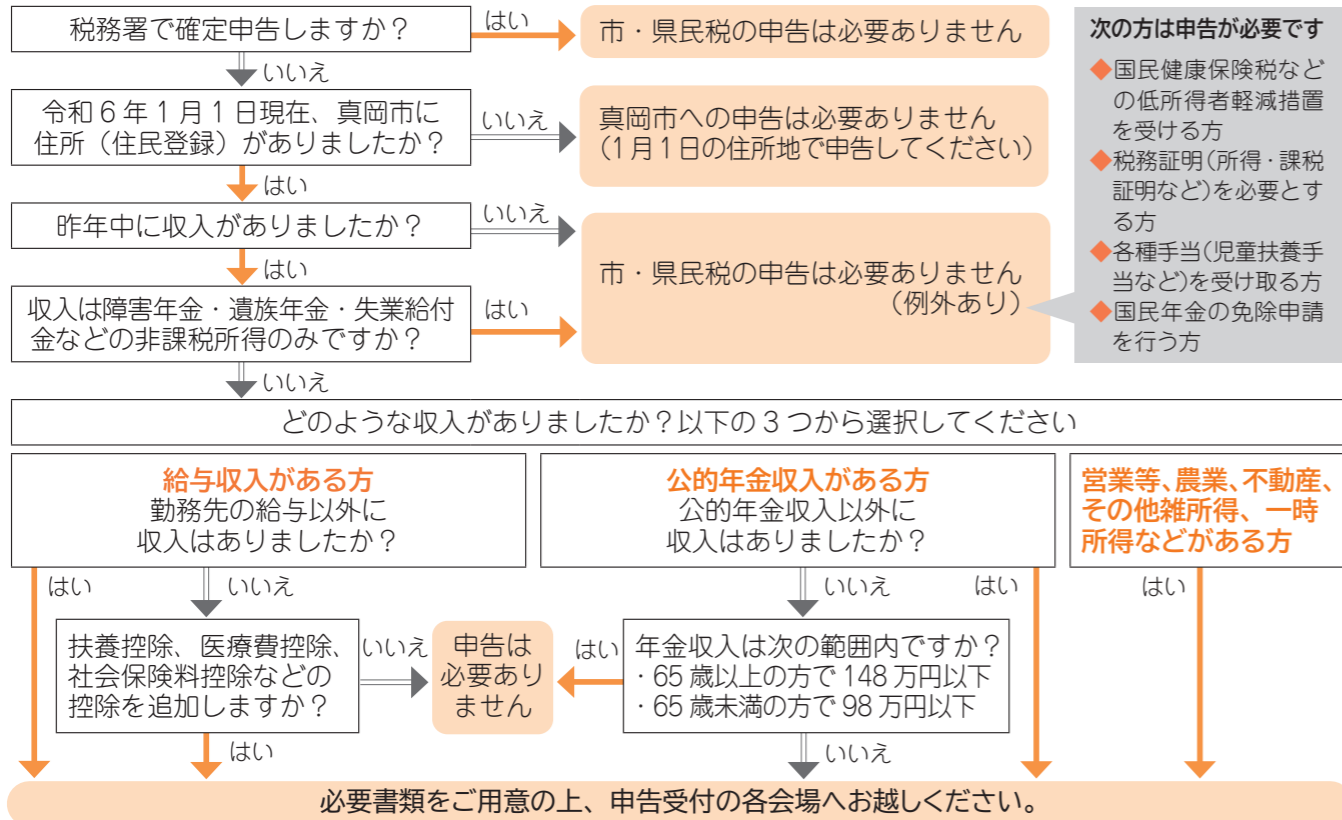


令和6年度(令和5年分) **市・県民税、所得税の申告は2/16(金)~3/15(金)**

申告が必要な方(1つでも当てはまれば申告が必要となります)

- ① 営業・農業・その他の事業を営む方
地代・家賃収入のある方
 - ◆医療費・住宅借入金・寄附金などの控除を受ける方
 - ◆源泉徴収票の内容や金額に変更が生じた方
- ② 給与所得者で次のような方
 - ◆給与の年収が2千万円を超える方
 - ◆他に営業・農業・不動産所得・配当などの所得がある方
 - ◆複数から給与支払を受け、年末調整で合算していない方
 - ◆中途退職や短期雇用などで年末調整されていない方
- ③ 公的年金所得者で次のような方
 - ◆公的年金以外に所得がある方
 - ◆医療費・扶養などの控除を受けようとする方
- ④ 生命保険金や満期返戻金を受け取った方

市・県民税の申告が必要かチェック!



必要書類

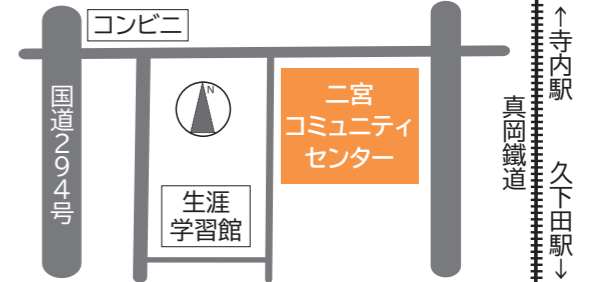
- ① 個人番号(マイナンバー) 確認書類・身元確認書類
- ② 昨年中(1~12月)の収入を明らかにできる書類
 - ◆年金、給与、賃金などの源泉徴収票や給与支払証明書
 - ◆報酬をもらっている方は支払調書
 - ◆生命保険一時金の支払調書
 - ◆営業・農業・不動産所得等の場合は収支内訳書
- 【公共用地として土地を売却し補償金を受け取られた方】
 - ◆公共事業用資産の買取り等の証明書
 - ◆不動産等の譲り受けの支払調書
- ※ただし、国・県・真岡でらうち産業団地に売却された方は真岡税務署での申告となります。
- ③ 控除を受けるものの証明書または領収書
 - ◆社会保険料(国民年金保険料・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料等)の領収書
 - ◆各種の控除証明書(一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料・地震保険料・旧長期損害保険料)
 - ◆医療費控除またはセルフメディケーション税制の明細書・明細書(年間の一覧表)を作成していない場合は受付不可
・「医療費通知」を明細書に添付する場合は明細記入を省略可
・医師等が発行した「おむつ使用証明書」などは要提出

申告会場および日程

【真岡会場】市役所本庁舎1階ロビー



【二宮会場】二宮コミュニティセンター2階



日付	8:30~11:00	13:00~16:00
2/16(金)	八條	小林
2/19(月)	南高岡・島	根本・須釜
2/20(火)	鶴田・青谷	西田井
2/21(水)	道祖土・東沼・西沼	君島・東大島
2/22(木)	田島・清水	飯貝
2/26(月)	京泉・下鷲谷・上鷲谷	原町・赤羽・堀内
2/27(火)	下籠谷	上大田和・下大田和
2/28(水)	粕田・寺分・下大沼 下大沼1~2	寺内・若旅・加倉
2/29(木)	長田1~5	中・上大沼1~2
3/1(金)	小橋・伊勢崎 八木岡	大沼・上大沼・長田 柳林・勝瓜・茅堤
3/4(月)	熊倉1~3・大谷本町 大谷新町	熊倉町
3/5(火)	荒町2~4	荒町・台町
3/6(水)	西郷	東郷・中郷
3/7(木)	亀山1~3 上高間木1~3	亀山・上高間木 西高間木
3/8(金)	東光寺1~3・大谷台町	高勢町1~3
3/11(月)	並木1~4・下高間 木・下高間木1~2	田町・白布ヶ丘 寺久保1
3/12・13・14・15	3月11日までに申告できなかった方	

日付	8:30~11:00	13:00~16:00
2/16(金)	寿多町・長島	本郷・旭町
2/19(月)	寺山・程島	春來町・境
2/20(火)	久松第一・久松第二	久松第一
2/21(水)	丸山・阿部品	大根田
2/22(木)	新石町	富永町・福居町・錦町・ 東町・豊住町・銀町
2/26(月)	石島・下大曾	石島
2/27(火)	長沼南・谷貝新田	長沼北
2/28(水)	上江連	大道泉・西大島
2/29(木)	青田北・堀込	古山
3/1(金)	砂ヶ原東・砂ヶ原西	鷲巣・青田南
3/4(月)	上谷貝	上大曾
3/5(火)	東物井・下原	東物井
3/6(水)	上物井・西鹿	下物井・東鹿
3/7(木)	沖・阿部岡	西物井1、2
3/8(金)	大和田・水戸部	横田
3/11(月)	反町・原分・三谷	桑ノ川・南鹿・北鹿
3/12(火)	高田・高田新町・市之塚	高田
3/13・14・15	3/12日までに申告できなかった方	

※混雑により受付終了時刻が早まる場合あり
 ※指定日に申告できない場合は予備日または別日でも受付可

申告の前にご確認ください

【注意】収支内訳書や医療費控除等の明細書は自宅で作成
 収支内訳書や医療費控除の明細書などが未作成の場合、申告の受付ができません。用紙は国税庁HPからダウンロードできるほか、市役所・二宮支所(各1階ロビー)、真岡税務署に設置しています。



【注意】次の方は税務署での申告となります
 ◆青色申告 ◆山林所得申告 ◆畜産に関わる申告 ◆退職所得の申告 ◆譲渡所得(土地・建物・株式など)申告 ◆準確定申告(死亡した人の申告) ◆住宅借入金等特別控除の初回申告 ◆令和4年分以前の申告 ◆雑損控除の申告 ◆太陽光発電(売電)の申告 ◆暗号資産(仮想通貨)取引による申告 ◆外国税額控除の適用を受ける申告 ◆先物取引(FX含む)、NFTに係る所得の申告 ◆申告分離課税の配当所得の申告 ◆国外扶養親族の控除適用を受ける申告 ◆その他税務署での判断が必要となる申告

【厳守】申告期限は3月15日(金)まで
 上場株式等の配当所得等や譲渡所得等については、令和6年度課税(令和5年分の確定申告)から、所得税と市・県民税で異なる課税方式を選択することができなくなります。

【推奨】スマートフォンから確定申告できます
 国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、インターネットで申告書の作成・提出ができます。また、マイナンバーとの連携で一部情報の自動入力ができます。
 <必要なもの> ◆マイナンバーカード
 ◆マイナンバーカード読取対応スマートフォン
 またはICカードリーダーとパソコン



問・税務課市民税係 TEL 83-8113 (市・県民税について)
 真岡税務署 TEL 82-2115 (所得税について)